

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

○条例

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 8 号

小田原市農地及び農業用施設災害復旧事業分担金徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市が農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 6 9 号。以下「法」という。）の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業その他これらに付随して行う災害復旧事業（以下この条及び次条において「災害復旧事業」という。）に要する経費に充てるため、災害復旧事業により特に利益を受ける者から地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づき分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(分担金の徴収)

第 2 条 市は、災害復旧事業に要する経費に充てるため、当該災害復旧事業の対象となる農地の所有者若しくは使用収益権に基づき当該農地を耕作する者又は農業用施設の所有者であって、市に当該災害復旧事業の実施に係る申請を行ったものから分担金を徴収する。

(分担金の額)

第 3 条 分担金の額は、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(分担金の納期限)

第 4 条 分担金を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その通知の日から起算して 3 0 日を経過した日とする。

(延滞金)

第 5 条 分担金を納期限までに納付しない者に対しては、小田原市諸収入金に対する延滞金徴収条例（昭和 3 8 年小田原市条例第 3 5 号）の定めるところにより延滞金を徴収する。

(分担金の減免)

第6条 市長は、天災その他特別の事情がある場合は、分担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業	分担金の額
法の適用を受けて行う農地及び農業用施設の災害復旧事業（以下「法適用事業」という。）であって当該法適用事業に要する費用（以下「復旧費用」という。）の額が1,000万円を超えるもの	復旧費用の額に100分の5を乗じて得た額に60万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業であって復旧費用の額が1,000万円以下のもの	復旧費用の額に100分の10を乗じて得た額に10万円を加算した額又は復旧費用の額から法適用事業に係る補助金に相当する額を差し引いて得た額のいずれか少ない額
法適用事業に付随して行う災害復旧事業	当該事業に要する費用の額に100分の10を乗じて得た額

備考 この表に定めるところにより計算して得た額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 3 9 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年小田原市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 1 号を第 1 2 号とし、第 7 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 災害応急対策派遣手当

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(災害応急対策派遣手当)

第 9 条 災害応急対策派遣手当は、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本市の区域以外の地域（南足柄市並びに足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の区域を除く。）に派遣され、災害応急対策のための業務に従事した消防吏員（当該地域を管轄する他の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける者を除く。）に支給する。

2 災害応急対策派遣手当の額は、日額 1, 6 8 0 円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市条例第 4 0 号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

小田原市手数料条例（平成 1 2 年小田原市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項中「及び承認」を「、承認及び許可」に改め、同項第 1 号中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同号ア中「及びウ」及び「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「3 0 戸」を「2 5 戸」に改め、同号ア(オ)中「3 1 戸」を「2 6 戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号（第 3 号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等をいう。以下この項において同じ。）である」に、「登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に 1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「6, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同号イ(イ)中「1 2, 0 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同号イ(ウ)中「2 1, 0 0 0 円」を「2 6, 0 0 0 円」に改め、同号イ(エ)中「3 0 戸」を「2 5 戸」に、「3 1, 0 0 0 円」を「4 1, 0 0 0 円」に改め、同号イ(オ)中「3 1 戸」を「2 6 戸」に、「5 8, 0 0 0 円」を「7 1, 0 0 0 円」に改め、同号イ(カ)中「9 9, 0 0 0 円」を「1 2 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ(キ)中「1 6 0, 0 0 0 円」を「1 9 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ(ク)中「2 0 0, 0 0 0 円」を「2 4 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ(ケ)中「2 1 0, 0 0 0 円」を「2 6 0, 0 0 0 円」に改め、同号ウを削り、同項第 2 号中「第 3 項」を「第 5

項」に改め、同号ア中「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号イ中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に改め、「を当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同号イ(ア)中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号イ(イ)中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号イ(ウ)中「32,000円」を「40,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「46,000円」を「61,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「87,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(カ)中「150,000円」を「170,000円」に改め、同号イ(キ)中「250,000円」を「290,000円」に改め、同号イ(ク)中「300,000円」を「360,000円」に改め、同号イ(ケ)中「320,000円」を「400,000円」に改め、同項第3号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加え、「同法第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号に掲げる基準に適合する」を「長期使用構造等である」に、「登録住宅性能評価機関の審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定による確認を受けた住宅に係る」に、「第1号イ」を「、第1号イ」に改め、「、設計住宅性能評価書が添付された長期優良住宅建築等計画にあっては第1号ウ」及び「を当該建築物について既に同法第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む。第6号において「計画の認定」という。）を受けている住戸の数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を削り、同項第4号中「第3項」を「第5項」に、「当該建築物について同時に申請する住戸の数で除して得た額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「加えた額」に改め、同項第5号中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項第6号中「計画の認定を」を「同法第6条第1項の認定（同法第5条第5項の規定による認定の申請に基づくものを除き、同法第8条第1項の変更の認定（同法第9条第1項の規定による同法第8条第1項の変更

の認定を含む。)を含む。)を」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき160,000円

第20条第1項第2号中「登録住宅性能評価機関」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 2 月 1 3 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 4 7 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出しを「（災害出動等手当の額）」に改め、同条第 1 項中「第 9 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 1 4 号中「様式第 1 4 号」を「様式第 1 5 号」に改め、同号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 3 号中「様式第 1 3 号」を「様式第 1 4 号」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 2 号中「様式第 1 2 号」を「様式第 1 3 号」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 1 号中「様式第 1 1 号」を「様式第 1 2 号」に改め、同号を同項第 1 2 号とし、同項第 1 0 号中「様式第 1 0 号」を「様式第 1 1 号」に改め、同号を同項第 1 1 号とし、同項第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 災害応急対策業務従事実績簿 様式第 1 0 号

様式第 1 4 号を様式第 1 5 号とし、様式第 1 0 号から様式第 1 3 号までを 1 様式ずつ繰り下げ、様式第 9 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

災害応急対策業務従事実績簿

所属				職名			氏名		
課長	係長	月 日	業 務 内 容			業 務 場 所		手 当 の 額	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。